

豪州外国投資規制の強化

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

October 2009

豪州が鉱物および資源への外国投資に関する規制をさらに強化

豪州の外国投資審査委員会（FIRB）は、豪州における鉱物および資源財への投資に関する審議過程を垣間見せた。

FIRB 幹部のパトリック・コルマーが、2009年9月24日にシドニーでのオーストラリア・中国ビジネスカウンスルによる中国・オーストラリア投資フォーラムにおいて、以下の発言をしたと報じられている。

www.bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士
事務所（外国法共同事業）
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
プルデンシャルタワー

Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)
Tel: +81 3 5157 2710
Fax: +81 3 5157 2906
Anne.Hung@bakernet.com

Paul A. Davis
(ポール・A・デービス)
Tel: +81 3 5157 2711
Fax: +81 3 5157 2906
Paul.Davis@bakernet.com

- 柔軟な対応をしつつも、FIRB は、以下のような外国投資案件を好ましいとする。
 - 多様な形態のジョイントベンチャープロジェクトの方が、テークオーバーよりも好ましい
 - グリーンフィールドまたは新規立ち上げのプロジェクトの場合、50%以下の保有持分を構成することが好ましい
 - ピーク段階の鉱物財または大手生産者の場合、15%以下の保有持分を構成することが好ましい
- 政策上、FIRB は以下を好ましいとする。
 - 大型プロジェクトを実施中の豪州企業が、健全なコーポレート・ガバナンスを維持するために、豪州の証券取引所における上場を保つこと
 - 投資家が、複雑な法律論を利用して、FIRB のポリシーを「回避」しようとしめないこと

コルマー氏はまた、FIRB が懸念する可能性のある投資案件を計画する投資家に対して、FIRB が「守秘」を前提に案件の早期相談を受けることに重きをおくことを強調した。

発言のもたらす影響

コルマー氏の発言が、（国営企業、いわゆる SOE と呼ばれる、外資買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）の 17F において定義される）「外国政府投資家」のみを指すか否かがここでは問題となる。コメンテーターによっては、かかる講演が中国・オーストラリア投資フォーラムにおいてなされたことから、この発言はそのような投資家のみを対象にすると解釈している。その他のコメンテーターは、この発言はそれほど限定的なものではなく、FIRB の現行体制の変更に等しいとする。FIRB 自体は、その方針に変更はないと曖昧に言っている。FIRB がじきに、この点に関する立場を明確にすることが予想されている。

随時追加情報発信の予定。

**コルマー氏の発言は、投資フォーラムに参加した様々なニュース媒体によって報じられた。このリーガルアラート発表の時点において、コルマー氏の講演原稿は未公表である。よって、このアラートは、投資フォーラムに参加した様々なニュース媒体によって報じられた発言に拠る。*

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。